

令和 5 年度 国土交通省スマートシティ実装化支援事業 公募要領

1. 公募の趣旨・概要等

(1) 事業の概要

都市が抱える課題を解決し新たな価値を創出するため、先端技術や官民データを活用し、都市活動や都市インフラの管理及び活用を高度化するスマートシティに関する取り組みに対する支援を行うことで、スマートシティの社会実装化を加速することを目的として、実行計画に基づく先端技術等を活用した先進的な都市サービスの実装化に向けて取り組む実証事業等を支援するものである。

なお、事業の実施にあたっては、技術研究開発費（スマートシティ実装化支援事業）制度要綱および技術研究開発費補助金（スマートシティ実装化支援事業）交付要綱に則ること。

(2) 応募主体

地域におけるスマートシティの社会実装化を行うため、次の各号に掲げるものから構成される組織（コンソーシアム）

- 一 地方公共団体
- 二 民間事業者又は大学・研究機関等

(3) 支援事業の選定

○令和 5 年度に実施する実証事業（10～20 事業程度）に対し、「スマートシティ実装化支援事業」（国土交通省都市局：令和 5 年度 2.8 億円）により財政支援を行う。合同審査会による評価を行い、その結果に基づき採択候補先を選定する。本支援に採択された事業は、企画提案を行ったスマートシティ実行計画に基づく実証事業の取組内容を実施するとともに、報告書にとりまとめる。

○本公募より、従来の実証事業に対する支援（通常タイプ）に加え、早期に実証からまちへの実装までを一体的に実施する事業に対する支援（都市サービス実装タイプ）を行う。支援額は 1 プロジェクトあたり通常タイプは 2,000 万円、都市サービス実装タイプは 5,000 万円を上限とし、かつ実行計画及び実装計画に基づく事業において補助事業者が負担する額を超えない範囲とする。予算の範囲内での補助であり、補助額が申請額を下回る可能性があることに留意すること。都市サービス実装タイプの選定要件は以下のとおりだが、詳細は下記 URL を参照とすること。

【都市サービス実装タイプの選定要件】（通常タイプの要件は共通）

- ・ 早期に実証からまちへの実装までを一体的に実施する事業であること。
（令和 7 年度までに実装すること。）
- ・ 実装の定義等を定めたスマートシティ実装計画を定めること。

<詳細 URL> <https://www.mlit.go.jp/toshi/tosiko/content/001593171.pdf>

○本公募の選定における重点事項は以下の通り。詳細は以下 URL を参照すること。

<詳細 URL> <https://www.mlit.go.jp/toshi/tosiko/content/001589772.pdf>

(1) エリマネ型のスマートシティに関する取り組み

- ・都市空間（中心市街地等の、公共空間を含む一定の地区・地域を対象とすることが望ましい）のマネジメント（計画、整備、管理・運営等）を高度化し、エリア価値の向上に資すること。

(2) 他の施策との連携

①PLATEAU を活用した取り組みであること。

②実施済みまたは今後実施予定の市街地開発事業等の高度化に資すること。

③データオープン化やデータ連携等による施策が明確であること。

例：都市 OS 等のデータ連携基盤を活用し、分野間連携や都市間連携を効率的に展開
地方整備局とデータや技術等を連携した取組

④デジタル田園都市国家構想交付金等を活用した事業と連携し、スマートシティの実装を図ること。

(3) その他（先導性、実装の確度）

- ・他地区がスマートシティを推進するうえでベンチマークとなるような先導性があること。

- ・実装が確実に見込まれるものであること。

原則 R7 年度までの実装とし、都市サービス実装タイプの場合は R7 年度までの実装を必須とする。

- ・実装主体の想定が明確であること。

○公募を希望するコンソーシアムは、原則、4/28(金)までに事務局に事業内容等に関する事前相談を行うこと。事前相談の実施にあたっては、以下宛先に連絡すること。

<事務局連絡先>

都市局都市計画課・市街地整備課

Email : hqt-smartcity-mlit@gxb.mlit.go.jp

○本公募にて選定を行わなかった事業についても、希望するにコンソーシアムに対しては、スマートシティの推進に向けた情報提供や助言等の支援（ハンズオン支援）を行う。

2. 応募書類記載内容

下記【A】～【D】について、記載すること。

また、都市サービス実装タイプに応募する場合は、【E】についても記載すること。

【A】「別紙3-1：令和5年度スマートシティ関連事業応募様式」（共通事項）

※「別紙2：令和5年度スマートシティ関連事業の公募について」参照

【B】「別紙3-1：令和5年度スマートシティ関連事業応募様式」（国土交通省都市局）

★印がある項目について、資料右上にて応募するタイプを選択のうえ作成し、両方のタイプに応募する場合はそれぞれのタイプ毎に作成すること。

(1) 事業概要（1枚）★

今回応募する事業に関する実施体制、目標（KPI）、実証事業の内容、スケジュールについて記載すること。都市サービス実装タイプの場合は実装計画期間全体の内容とすること。

実行計画については地区の全体像を記載すること。

(2) スマートシティ実行計画の概要（1枚）

実行計画全体の概要（どのような技術を用いて、いつまでに何を行うか）、街の課題と解決方法等について記載すること。

(3) 実証事業の取組概要（通常タイプ：1枚、都市サービス実装タイプ：3枚）★

(2) で記載した街の課題解決のために本実証実験で実証したい仮説、仮説の検証に必要な実証事業の具体的な内容（実施体制および内容等）について記載すること。

ただし、地域の課題解決や新たな価値の創出に向けた先進的・先駆的な取組が対象であり、既存技術の導入効果の検証、他地域で実装済みの取組や机上検討のみの実証事業は対象外であることに留意すること。

都市サービス実装タイプの場合は実装計画期間全体、令和5年度、令和6～7年度のそれぞれで1枚ずつ作成すること。

なお、「別紙8-2 スマートシティ実装化支援事業応募時のチェックリスト」への記載内容を踏まえて記載すること。

(4) プロジェクトの事業費（1枚）（評価対象外）★

実証事業の費用及びその他の実行計画に記載の事業の費用を記載すること。なお費用の内訳として国庫補助金とその他（コンソーシアムによる負担等）を明記すること。

(5) 実装に向けた費用分担等（1枚）★

実証内容の実装に向けて必要となる費用分担等を実装から初期段階（実装後1～3年後）及び将来像（実装後5年後以降）に分けて記載すること。なお、「別紙8-2 スマートシティ実装化支援事業応募時のチェックリスト」への記載内容を踏まえて記載すること。

(6) 実装までのスケジュール（1枚）★

今回提案する事業について、実証事業から実装までの具体的なスケジュールを記載すること。なお、令和7年度までの実装を原則とし、都市サービス実装タイプは令和7年度までの実装を必須とする

(7) その他スマートシティ推進に係る取組（1枚）

「別紙8-2 スマートシティ実装化支援事業応募時のチェックリスト（6）その他」を参照し、スマートシティの推進に係るその他取組について記載

【C】「別紙8-2：スマートシティ実装化支援事業応募時のチェックリスト」

スマートシティ・ガイドブックやスマートシティモデルプロジェクトからえられた知見集等を元に、スマートシティの実証事業を実装に向けて持続可能で効果的なものとするために、重要なポイントをとりまとめている。

チェック欄（C列）に該当する場合には「○」をつけるとともに、取組内容の説明（D列）に、取組内容が記載されている提出資料の番号やスマートシティ実行計画のページ数等を記載、提出資料に関連する記載がない場合は、実施している取組内容を記載すること（HPのURLの記載も可）。

なお、本チェックリストは、取組の状況を客観的にセルフチェックするために作成しているものであり、すべての項目に○がつくことが応募の必須条件ではない。

（参考：スマートシティ・ガイドブック

https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/smartcity/index.html）

（参考：スマートシティモデルプロジェクトからの知見集

https://www.mlit.go.jp/toshi/tosiko/toshi_tosiko_tk_000063.html）

【D】スマートシティ実行計画（評価対象外）

次に掲げる事項を記載したスマートシティ実行計画を提出すること。なお、補助事業と併せて実施する補助事業以外の関連事業についても、記載するものとする。

「三 区域の目標・課題」において、各事業の評価を行う上で適切な指標（KPI）を設定すること。

また、支援が決定した補助事業者は当該実行計画をインターネットの利用により公表するもの

とする。

- 一 地域名及び対象区域
- 二 事業名称
- 三 区域の目標・課題
- 四 事業概要（補助事業及び関連事業）
- 五 事業実施体制
- 六 スマートシティ実装に向けたロードマップ
- 七 持続可能な取組とするための方針
- 八 その他必要な事項

【E】「別紙 8-3：スマートシティ実装計画」

都市サービス実装タイプに応募する場合、当該地区におけるスマートシティ実装の定義や資金計画等を定める「別紙 8-3：スマートシティ実装計画」の提出を要件する。記載が必要な主な項目は以下の通り。

また、支援が決定した補助事業者は当該実装計画をインターネットの利用により公表するものとする。

- 一 計画期間
- 二 スマートシティ実装の定義及び目標
- 三 資金計画
- 四 事業概要（補助事業及び関連事業）
- 五 その他必要な事項

3. 企画提案の評価基準

選定にあたっては、以下表 2 の評価基準に基づき、合同審査会の審議を経て、選定を行う。
なお、評価は 100 点満点とし、各項目横のカッコ内は配分となるため参照すること。

表2 評価基準

【評価項目】

評価番号	評価の観点
＜一般項目＞ (75)	
(1) 「適合性」 (10)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・実証実験が「スマートシティ・ガイドブック」に基づき、「3つの基本理念：市民（利用者）中心主義」（”Well-Beingの向上“）に向け、市民目線を意識し、市民自らの主体的な取組を重視）、「3つの基本理念：ビジョン・課題フォーカス」（「新技術」ありきではなく、「課題の解決、ビジョンの実現」を重視）及び「3つの基本理念：分野間・都市間連携の重視」（複合的な課題は広域的な課題への対応等を図るため、分野を超えたデータ連携、自治体を越えた広域連携を重視）等が明確に示されていること。 ・地域が必要としている実証テーマを選定しているか ・システムの構築や技術の確立や活用を目的とした検証となっていないか
(2) 「具体性・実行性」 (10)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・実証実験の実施に関して、行政の担当課などが参画する実施体制を確立しているか ・実証事業の検証内容について、事前に専門家等からのアドバイスにより、実証を行わずとも確認可能な事項と実証実験を行って検証すべき項目や検証方法が明確であるか ・個人情報保護等の法律・ガイドライン等を遵守した対応となるよう、関連する法律・ガイドライン等を十分に調査されているか ・個人情報の取扱等について、実証実験参加者に丁寧に説明し、同意を得ることが計画されているか
(3) 「継続性」 (20)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度までの実装が可能であり、実装までの取組が明確であるか ・実装主体が明確であるか ・実装を見据えた役割分担及びリスク分担や実装時の費用負担が明確であるか ・（行政主導型の場合）実装に向けて、住民サービスの向上や行政業務の効率化に寄与すること、長期的視点で取り組みが有効であること等を示しながら、行政予算の確保・継続確保に向けた取組を行うこととしているか ・（エリアマネジメント型の場合）実装に向けて、新技術・サービスを実装することで生じるエリア価値の向上、来訪者の満足度の向上や他地区での導入等の間接的効果も検証することとしているか
(4) 「汎用性・発展性」 (10)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・他の都市での活用や連携を見据えて、実証事業で得られた知見・課題等をわかりやすく整理し、公表することとしているか ・実証実験の段階からデータ・システム連携を見据え、データ連携基盤や規格・システムの異なる複数メーカーの製品を統一的に管理できるシステムを整備・活用することとしているか ・全国横展開に向けて、APIやデータ仕様の公表など、将来の効率的なデータ・システム連携やベース・レジストリの整備を見据えた対応をすることとしているか
(5) 「先進性」 (20)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・都市が抱える課題を解決し新たな価値を創出するため、先端的技術や官民データを活用し、都市活動や都市インフラの管理及び活用を高度化する取組であるか ・確立・商用化された民間サービス・技術の導入検討となっていないか。

	<ul style="list-style-type: none"> ・アプリの活用など、他のサービスや他地区で既に類似の取組が導入されていないか。
(6) その他：スマートシティを推進に関する取組(5)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・トップである首長がチャレンジする意識を庁内外に表明し、市の重要政策に位置づけるなど、首長自らが牽引しながら、都市の目指す姿を住民・事業者にも浸透させ、取り組みを進めることとしているか ・スマートシティ推進部署を設置し、スマートシティ推進部署と挑戦する首長との緊密なコミュニケーションが図れること及び、全庁的にスマートシティを推進する意識が根付くことに留意した体制の構築することとしているか ・外部人材をアドバイザーとして活用し、外部人材が主体的に活動しやすい環境を整え、スマートシティの取組全体へ助言・関与を可能とする体制を構築することとしているか ・地域の社会人や学生向けに産官学連携による教育プログラムを提供する等により、地域におけるデジタルの担い手を育て、地域と一体となった人材育成を行うこととしているか ・行政と地元大学が包括的に連携することで、大学に所属する多分野の専門家の知見を活かした実証やサービスが構築できる体制とすることとしているか ・IT 関係のカリキュラムの構築、実証実験への参画などいろいろな方法で、スマートシティの取組に地域の学生が参画することとしているか ・主に実行計画に関して、「スマートシティリファレンスアーキテクチャ ホワイトペーパー」に基づき、スマートシティの構成要素が明確に整理されているか
<重点項目> (25)	
(1) 「都市空間のマネジメントの高度化及びエリア価値の向上への寄与」(25)	
	<ol style="list-style-type: none"> 1. エリマネ型のスマートシティに関する取り組み <ul style="list-style-type: none"> ・都市空間（中心市街地等の、公共空間を含む一定の地区・地域を対象とすることが望ましい）のマネジメント（計画、整備、管理・運営等）を高度化し、エリア価値の向上に資すること。 2. 他の施策との連携 <ol style="list-style-type: none"> ①PLATEAU を活用した取組みであること。 ②実施済みまたは今後実施予定の市街地開発事業等の高度化に資すること。 ③データオープン化やデータ連携等による施策が明確であること。 <p>例：都市 OS 等のデータ連携基盤を活用し、分野間連携や都市間連携を効率的に展開 地方整備局とデータや技術等を連携した取組</p> <ol style="list-style-type: none"> ④デジタル田園都市国家構想交付金等を活用した事業と連携し、スマートシティの実装を図ること。
(2) 「先導性」(評価は一般項目の(5)「先進性」において実施)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・他地区がスマートシティを推進するうえでベンチマークとなるような先導性があるか
(3) 「実装の確実性」(評価は一般項目の(3)「継続性」において実施)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度までの実装
(4) 「実装主体の明確性」(評価は一般項目の(3)「継続性」において実施)	

・実装から運営・維持管理における体制及び費用負担について、関係者間で概ね共通認識が得られており、明確であるか

4. 応募手続き

(1) 企画提案書の提出等について

○担当部局と提出方法

「別紙2：令和5年度スマートシティ関連事業の公募について」Ⅲ. 応募手続を参照すること

※受領できるファイルサイズは10MBであるため、容量を超える場合の対応は、担当部局に問い合わせること

○提出書類とファイル形式／ファイル名

①「別紙3-1：令和5年度スマートシティ関連事業応募様式」

共通事項および本事業の対象箇所（本公募要領2. 応募書類記載内容を参照）について記載の上、提出すること。

パワーポイント形式／ファイル名「(団体名) R5 スマートシティ」

②「別紙8-2：スマートシティ実装化支援事業応募時のチェックリスト」

エクセル形式／ファイル名「(団体名) R5 チェックシート」

③スマートシティ実行計画（A4縦）：

PDF ファイル形式／ファイル名「(団体名) 実行計画」

※支援が決定した補助事業者は当該実行計画をインターネットの利用により公表するものとする。

④「別紙8-3：スマートシティ実装計画」

エクセル形式／ファイル名「(団体名) 実装計画」

※都市サービス実装タイプに応募する場合のみ提出すること。

※支援が決定した補助事業者は当該実行計画をインターネットの利用により公表するものとする。

(2) 企画提案にあたっての相談、問い合わせ

企画提案しようとする案件の内容についての相談や企画提案書類の作成方法等の問い合わせは、下記の担当部局にて受け付ける。なお、提案者間の公平のため、問い合わせ内容とそれに対する回答内容は、問い合わせ者を伏せた上で、基本的にホームページにて公開する。

国土交通省 都市局 都市計画課 大嶋、坂口、村西、工藤（内線 32672, 32673, 32628, 32674）

電話：03-5253-8111 直通：03-5253-8411 FAX：03-5253-1590

mail：hqt-smartcity-mlit_atmark_gxb.mlit.go.jp

(3) 企画提案書に係るヒアリングの有無、日時及び場所

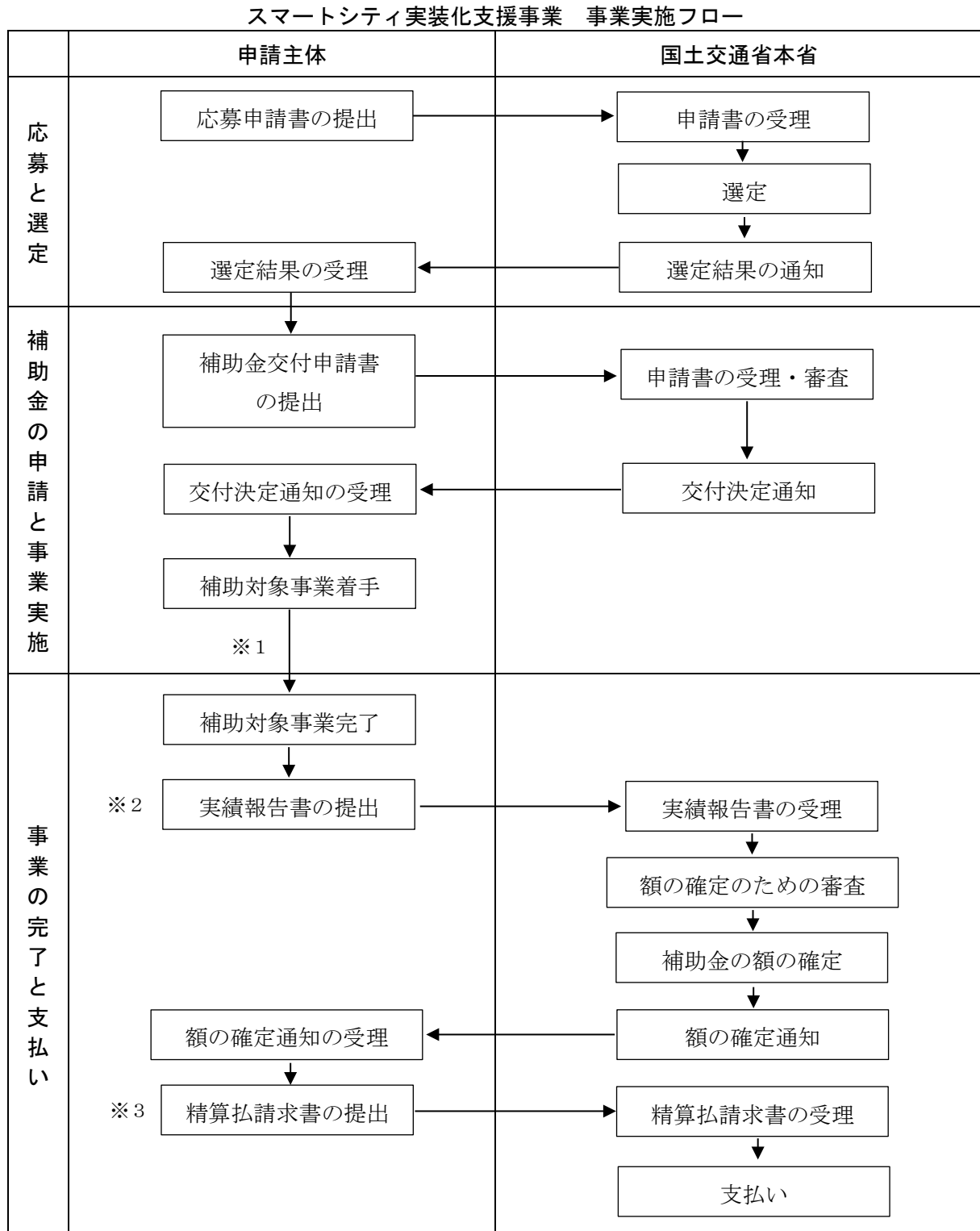
本事業の選定過程において、ヒアリングを実施する可能性がある。その場合は、別途通知する。

(4) 交付手続き

合同審査会により選定された採択候補先について、国土交通省は提案内容の遂行に支障がないか等を確認した上で、最終的な交付決定を行う。また、採択された提案内容については、必要に応じて、応募主体との間で調整の上、修正等を行うことがある。

以下に事業実施フローとして選定及び交付手続きから事業完了までの流れを示す。その他、交付決定及び事業推進に係る事項については、以下 URL 内の技術研究開発費（スマートシティ実装化支援事業）制度要綱および技術研究開発費補助金（スマートシティ実装化支援事業）交付要綱」を参照すること。

https://www.mlit.go.jp/toshi/tosiko/toshi_tosiko_tk_000040.html



※1 交付決定額や事業内容等に変更が生じる場合は、国土交通省本省に相談すること。

- ※2 技術研究開発費（スマートシティ実装化支援事業）制度要綱第7条に基づき、補助事業に係る成果及び成果を踏まえた都市サービスの社会実装に向けた課題や対応策をとりまとめた成果報告書を別途提出すること。
- ※3 概算払を希望する場合は、国土交通省本省に相談すること。